

くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2023年1月20日 Friday)

第265 (2021年度-第10号) / 電話: 083-933-5034・メール: fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp

「日本学術会議の在り方についての方針(12/6)」再考を求める

内閣府は、昨年12月6日に学術会議法改正を前提とした「日本学術会議の在り方についての方針」を、12月21日には「同(具体化検討案)」を示しました。菅政権のもと2020年10月に会員6名の任命拒否を行ったことの原因も明らかにせぬまま、今回の法改正案の提示に至ったものです。



この「方針」には大きな問題が含まれます。特に、「第三者から構成される委員会」が選考について意見を述べ、「学術会議は委員会の意見を尊重する」、「選考・推薦及び内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる」としている点は、「第三者」の名による政治的介入が危惧されるところで、学術会議の独立性の根幹を揺るがしかねません。

また、「政府等との問題意識や時間軸等の共有」を繰り返し求めている点も看過できません。学術とは普遍的な価値と真理を追究するものであり、ときどきの政府や経済の利害に左右されるようなものではないはず。総じて「方針」は、憲法の定める学問の自由を脅かし、学問の発展を阻害するものだといわざるをえません。

すでに昨年12月16日に「安全保障関連3文書」が閣議決定され、企業と学術界の連携による軍需産業振興と軍事研究推進が明確に打ち出されています。このこととの連動も懸念されます。

政府は、この「方針」による学術会議法改悪法案を1月23日(月)招集の通常国会に提出しようとしています。

日本学術会議つぶしの阻止を!

このような事実上、日本学術会議つぶしともいえる動きに対して、学術界・各種団体からの反対声明や行動の呼びかけが続いています。

全大教(全国大学高専教職員組合)は、12月23日に『日本学術会議の在り方についての方針』に対する声明を発表しました(次頁掲載)。また、大学フォーラム(大学の危機をのりこえ、明日を拓くフォーラム)は、1月7日に「(声明)日本学術会議の独立性を否定する法改正の試みをただちに中止すべきである」を公表し、賛同署名を呼びかけています。1月24日(火)午前中(予定)に内閣府へ直接手渡す要請行動を行うとのことですので、皆で声を上げましょう。



WEB署名はこちらから→【大学フォーラムウェブサイト】<https://forms.office.com/r/bbpm7kN7B4>
※上記提出日時に間に合った賛同者のリストは、併せて提出するとのことです。

◆下記のURLを参照してください。

【内閣府の方針】

- 「日本学術会議の在り方についての方針」(12月6日)
<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/siryo186-1-7.pdf>
- 「日本学術会議の在り方について(具体化検討案)」(12月21日)
<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/siryo186-2-1.pdf>

【学術会議の立場】

- 「内閣府『日本学術会議の在り方についての方針』(令和4年12月6日)について再考を求めます」(12月21日) <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-s186.pdf>
- 「内閣府『日本学術会議の在り方についての方針』に関する懸念事項(第186回総会による声明に関する説明)」(12月27日) <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-s186-setumei.pdf>

こちらからも賛同できます

↓↓↓



【声明】「日本学術会議の在り方についての方針」に対する声明

2022年12月23日
全国大学高専教職員組合中央執行委員会

この度、内閣府は「日本学術会議の在り方についての方針」（12月6日）を公表し、この方針をふまえた「日本学術会議の在り方について（具体化検討案）」（12月21日）を示しました。私たちは、学術の発展を担う大学教職員の組合として、この政府方針および具体化検討案に対して意見を述べ、見直しを求めます。

12月6日付の政府方針は、日本学術会議からの意見聴取などを経ずに、一方的に出されたものです。まず、そうした決定プロセスに問題があります。政府方針および具体化検討案の内容に関して、特に問題の大きい点を三つ挙げます。すなわち、「政府等と問題意識や時間軸等を共有」、会員等の選考・任命について「会員等以外による推薦などの第三者の参画」「内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる」などとされている点です。これらの内容は、学問の自由を保障する憲法に抵触するものと考えます。

憲法第23条で定められている学問の自由とは、個々の研究者が自由に研究することを保障するに留まるものではなく、学術界全体が専門家集団として固有の価値観と規律によって自主的、自治的、かつ自律的に運営されることを含みます。これは、政府等の方針に学術界が従属させられ、その結果として破局的な戦争に突き進んだことへの反省から設けられた条文です。

こうした学問の自由の理念に照らすと、政府が学術界に対して「政府等と問題意識や時間軸等を共有」を求めることには大きな問題があります。学術界は固有の問題意識と時間軸によって展開するものであり、それによって中立的、客観的な視点からの知見の創造を行うものだからです。

次に、会員等の選考・任命に第三者を参画させることも同様に大きな問題を含んでいます。現行の推薦方式は、諸外国の同様の機関におけるスタンダードな方式です。報道によりますと、「第三者」として具体的には経済界の関与が想定されているとのこと。これは会員の選出に学術界の判断とは別個の判断基準を持ち込むことであり、学問の自由に対する侵犯と言わざるを得ません。さらには、諸外国から日本の学術界の中立性、客観性を疑われることになりかねません。

三つ目の「内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置」を求めることは、学術界に対して政権におもねることを求めることとも受け取られかねず、これも学問の自由に対する侵犯となります。

政府方針では「高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用されるよう改革を進める」ともされていますが、2020年9月のいわゆる「日本学術会議会員の任命拒否」に対して、政府はそのプロセスなどを全く明らかにしておりません。透明性を欠いており、改革が必要なのは政府側ではないかと思われま

す。以上のことに鑑みて、政府方針および具体化検討案は大きな問題を含むものであり、全面的な見直しを求めます。今後の議論にあたっては、政府の一方的な案によるのではなく、日本学術会議、そしてひろく学術界・国民との対話にもとづくようあわせて求めます。

学術界の使命は、日本ただ一国の国力向上ではなく、人類文化全体の発展に貢献する真理の探究です。私たちは、真理の探究を支える学問の自由の保障こそが、科学技術の発展をもたらすと確信しています。